

特定施設設置届出書

平成 年 月 日

中間市長 様

届出者
電話番号

印

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号			
工場又は事業場の所在地		※受理年月日		年 月 日	
工場又は事業場の事業内容		※施設番号			
常時使用する従業員数		※審査結果			
騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

備考1 特定施設の種類欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。

2 騒音の防止の方法欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

記入例

様式第1（第4条関係）

特定施設設置届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

中間市長 様

〇〇市〇〇町〇〇番地

届出者 〇〇プレス工業株式会社 ㊞

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇プレス工業株式会社		※整理番号		
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地		※受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容	自動車部品プレス加工		※施設番号		
常時使用する従業員数	50人		※審査結果		
騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
1-2 液圧プレス	油圧プレス 〇〇社製 KT-5	2,000KN	1	13時00分	16時00分
1-ホ 機械プレス	〇〇社製 〇〇-〇〇	500KN	2	8時30分	17時00分

備考1 特定施設の種類欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。

2 騒音の防止の方法欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音壁の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

騒音 特定施設及び特定工場等の規制基準

特定施設について（騒音規制法施行令別表第1）

1	金属加工機械（イ～ル） イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kw以上） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式で原動機の定格出力が3.75kw以上） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が30重量トン以上） ヘ セン断機（原動機の定格出力が3.75kw以上） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト（吹プラスト以外で密閉式を除く） ス タンパー ル 切断機（といしを用いるもの）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kw以上）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上）
4	織機（原動機を用いるもの）
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上）
7	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kw以上） ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤（製材用は原動機の定格出力が15kw以上、木工用は原動機の定格出力が2.25kw以上） ホ 丸のこ盤（製材用は原動機の定格出力が15kw以上、木工用は原動機の定格出力が2.25kw以上） ヘ かんな盤（原動機の定格出力が2.25kw以上）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるもの）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造形機（ジョット式のものに限る）

特定工場等の規制基準（昭和61年11月15日福岡県告示第1713号）

区 域	昼 間 (午前8～午後7)	朝 (午前6～午前8) 夕 (午後7～午後11)	夜 間 (午後11～午前6)
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

(注) 第1種区域…良好な住居の環境を保持するため、特に静穏の保持を必要とする区域

【第1・2種低層住居専用地域】

第2種区域…住居の用に供されているため、環境を保持するため静穏の保持を必要とする区域【第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、準住居地域、近隣商業地域】

第3種区域…住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保持するため、騒音の発生を防止する必要がある区域【近隣商業地域、商業地域、準工業地域】

第4種区域…主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある地域【工業地域】

*** 中間市における区域区分については、環境保全課にお問い合わせください**